

十一 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

改正案	現行
（金庫の事業） 第五十八条（略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〇七 （略） 八 有価証券（第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。） 九〇二十一 （略） 三〇五 （略） 6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二	（金庫の事業） 第五十八条（略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〇七 （略） 八 有価証券（第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。） 九〇二十一 （略） 三〇五 （略） 6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 一の二 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引 それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十

十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二〇三の二（略）

三の三 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

七〇一三（略）

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一〇五（略）

六 有価証券（第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第九号の二及び第十号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

七〇十九（略）

二〇一三（略）

（労働金庫連合会の子会社の範囲等）

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に

八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

二〇三の二（略）

三の三 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。

四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十項（定義）に規定する金融先物取引等の受託等をいう。

七〇一三（略）

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一〇五（略）

六 有価証券（第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第九号の二及び第十号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）

七〇十九（略）

二〇一三（略）

（労働金庫連合会の子会社の範囲等）

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に

限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一・二 (略) 二の二 証券取引法第十二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。） 三〇六 (略) 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇四 (略) 五 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社 イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社 ロ (略) ハ その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの 六 (略) 三〇六 (略)	限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一・二 (略) (新設) 三〇六 (略) 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇四 (略) 五 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社 イ 証券専門会社 ロ (略) ハ その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの 六 (略) 三〇六 (略)
---	---